

業務継続計画（BCP）の策定について

業務継続計画（BCP）の策定

地域密着型サービス事業／基準第3条の30の2（すべての事業区分で同条を準用）
居宅介護支援事業／基準第29条の2、介護予防支援事業／基準第18条の2

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、**感染症や非常災害の発生時**において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を**継続的に実施する**ための、及び**非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）**を**策定**し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護**従業者****に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施**しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、**定期的に業務継続計画の見直し**を行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

令和6年3月31日まで努力義務として規定

業務継続計画（BCP）の策定、研修及び訓練の留意事項

- 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。

イ 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

ロ 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携

業務継続計画（BCP）の策定、研修及び訓練の留意事項

【参照】

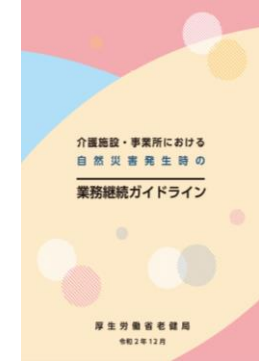
○厚生労働省

「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

厚生労働省ホームページからダウンロード

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html



○小樽市

「福祉・介護事業所における業務継続計画（BCP）作成の手引き（感染症編、自然災害編）」

小樽市ホームページからダウンロード

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2021020900017/>

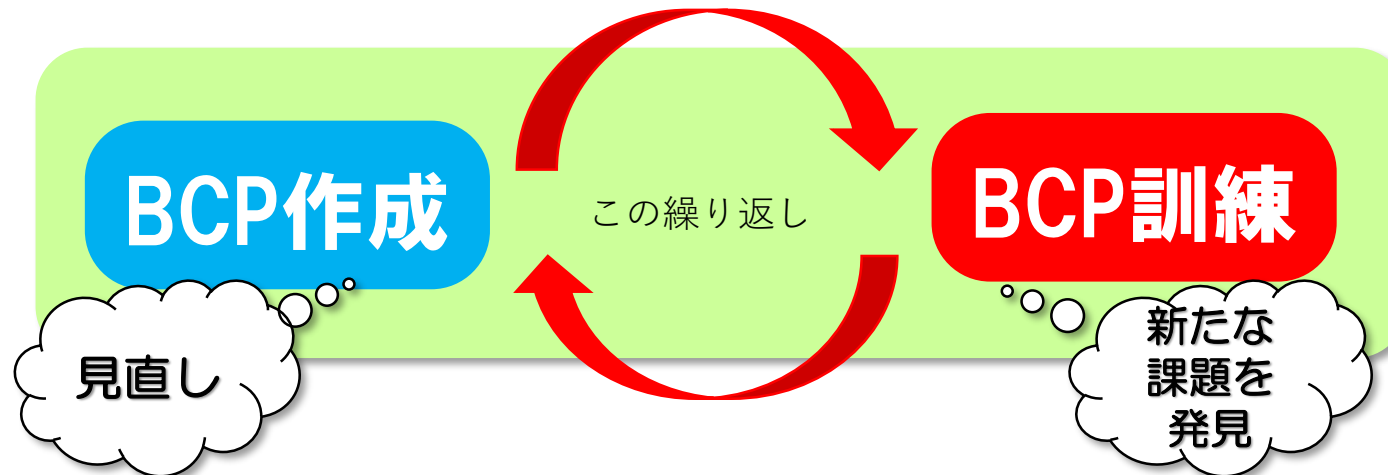


業務継続計画（BCP）の策定、研修及び訓練の留意事項

- ・ 研修・訓練（シュミレーション）は、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい
- ・ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の**具体的内容を職員間に共有す**るとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。
- ・ 職員教育を組織的に浸透させていくために、**定期的（年1回以上）な教育**を開催するとともに、**新規採用時には別に研修**を実施することが望ましい。
- ・ また、**研修の実施内容についても記録する**こと。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

業務継続計画（BCP）の策定、研修及び訓練の留意事項

- ・ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、**事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）**に実施するものとする。
- ・ なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。
- ・ 訓練の実施は、**机上を含めその実施手法は問わない**ものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。
この繰り返し

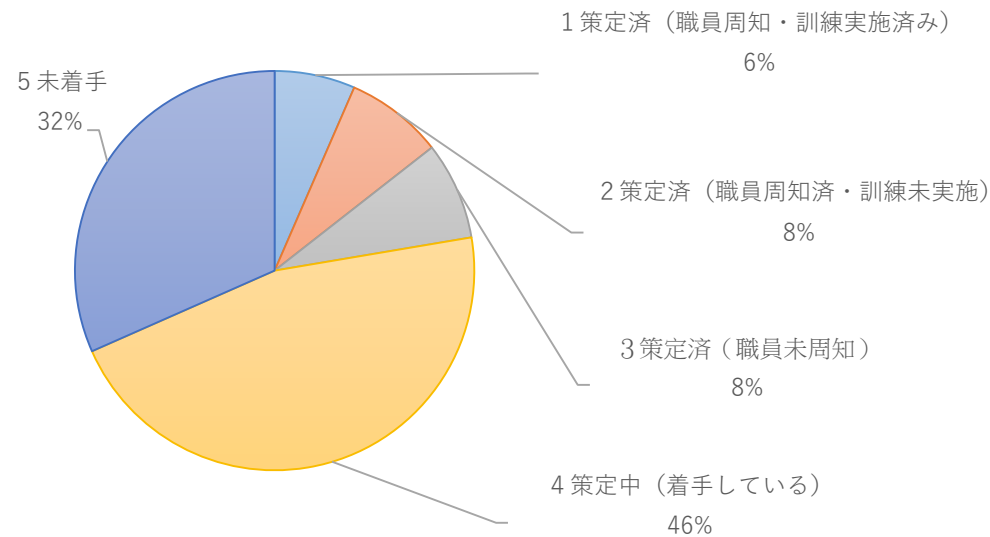


業務継続計画（BCP）の取組状況

小樽市業務継続計画（BCP）の策定実施状況調査

- ・対象：市内介護保険サービス事業所及び有料老人ホーム等 有効回答 291 事業所
- ・回答：令和3年4月1日現在の状況を回答

自然災害編（介護・高齢）



感染症編（介護・高齢）

